

出席停止の期間の考え方（参考例）

【新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
ただし、発症した日や、症状が軽快した日の翌日から起算すること

（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 令和5年5月8日施行）

※出席停止日数の数え方例（発症・症状軽快した日を0日目として数えます。）

①2/1 発症→2/2 症状軽快→発症後5日経過→2/7 から登校可。 1・2・3・4・5・6・7・8

②2/1 発症→2/6 夕方症状軽快→軽快後1日経過→2/8 から登校可 1・2・3・4・5・6・7・8・9

<無症状の場合>

③2/1 検査陽性→2/6 陽性確認後5日経過→2/7 から登校可。 1・2・3・4・5・6・7・8

（凡例：発症日・検査陽性日 □、 症状軽快日 ◇、 出席停止の期間 _____、 登校可能な日 ○）

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31	当月	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31			

【インフルエンザの出席停止の期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成24年4月1日施行）

※出席停止日数の数え方例（発症・解熱した日を0日目として数えます。）

①2/1 発症→2/2 解熱→発症後5日経過→2/7 から登校可。 1・2・3・4・5・6・7・8

②2/1 発症→2/3 解熱→発症後5日経過→2/7 から登校可。 1・2・3・4・5・6・7・8

③2/1 発症→2/4 解熱→解熱後2日経過→2/7 から登校可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9

④2/1 発症→2/5 解熱→解熱後2日経過→2/8 から登校可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9

（凡例：発症日 □、 解熱日 ◇、 出席停止の期間 _____、 登校可能な日 ○）

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31	当月	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31			